

おんが得トクまつり出店販売 実施要領

1. 会場 遠賀コミュニティーセンター（屋外）
（福岡県遠賀郡遠賀町大字広渡地区）
2. 開催日時 令和7年11月30日(日) 12時00分～17時30分（予定）
雨天決行
当日荒天の場合、実行委員会の決定により中止の場合があります。
※出店者会議 10月30日（木） 14時00分 遠賀町商工会（出席必須）
3. 出店事業者について
 - （1）遠賀町商工会会員で自社の商品・サービス、年末年始の商品・サービスをPRしたい遠賀町商工会会員事業所の出店を優先する。（先着順）
 - （2）その他実行委員会が特別に認める事業者とする。
 - （3）1区画あたり間口3.0m×奥行き3.6m以内とする。
 - （4）1事業所2区画まで申込できるものとする。（車両区画1区画＝2区画）
4. 出店事業所の選定
出店の選定にあたっては、おんが得トクまつり実行委員会により選定する。
5. 出店費用
 - （1）出店事業者は、出店に伴う使用料として、下記の費用負担とする。
1小間 間口3.0m×3.6m 2,600円
2小間 間口6m×3.6m 4,600円
電源・机、椅子、テント、発電機等は、各自持参とする。水くみ可能（水道設備あり）
 - （2）テントについては直射日光や雨風を防ぐことができるように、天井と3方向（＝ブルーシート、日よけシート等）を覆うこととする。
※福岡県食品衛生法の対象とならない品商品を提供する場合、覆う必要はない。
 - （3）火を使用する出店者に関しては、不燃性（石膏ボード、コンクリートブロック等）の台もしくは不燃シート（防災シートではない）で被覆した台の写真を添えて申し込みしてください。
 - （4）消火器については主催者が準備します。11:00までに本部（屋外）に置いてある消火器を取りに来て下さい。その際、自主チェックを提出下さい。
 - （5）テント、備品等の搬入は、前日（11月29日）14時～17時、当日は10時00分より搬入できます。当日は搬入荷下ろし後駐車場へ車を移動して下さい。備品等管理は各自の責任にてお願いします。
 - （6）搬入は11:30までに準備を完了し、12:00には必ず開店できるよう段取り下さい。11:30より見回りを行います。
 - （7）指定された時間以外での搬入、搬出はできません。
6. 出店申請及び出店許可
 - （1）出店希望者は、様式1「出店申込書」及び様式2「出店従事者届」並びに様式「誓約書」、防火対策の写真を実行委員会に提出しなければならない。
 - （2）火気を使用する出店者に関しては、不燃性の台もしくは不燃シートで被覆した台の写真を提出しなければならない。また、まつり当日に「露天等火気具等を使用する際の自主チェック表」及び健康状態チェックシートを提出すること。
 - （3）実行委員会は、出店申込書を審査し、適当と認められるときは、出店を許可する。

7. 移動販売車による出店について

- (1) 指定された出店スペースに移動販売車を駐車してください。
- (2) あらかじめ車両販売の許可をとった事業者のみ販売が可能です。
- (3) 移動販売車等の写真を添え申込してください。

8. 出店の拒否

実行委員会は、次にあげる場合においては、出店を許可しない。

- (1) 出店許可を得ようとする者が暴力団、暴力団関係企業、団体、又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）である場合。
- (2) 出店許可を得ようとする者が暴力団等を従業員として使用すると認められる場合。
- (3) 出店許可を得ようとする者が暴力団等にみかじめ料等の名目の如何を問わず、金品を提供すると認められる場合。

9. 出店許可の取消し

- (1) 実行委員会は、出店事業者が関係法令及びこの実施要領に違反したとき、又は事業運営上不適応であると認められるとき、並びに、次に掲げる各号の一に該当する場合、出店許可を取り消すことができる。
- (2) 出店許可を得た者が暴力団等であると判明した場合。
- (3) 出店許可を得た者が虚偽の申請で出店許可を得たことが判明した場合。
- (4) 出店許可を得た者と現に出店している者が異なることが判明した場合。
- (5) 出店許可を得た者が暴力団等にみかじめ料等の名目を問わず、金品を渡した場合。
- (6) 暴力団等を従業員として使用した場合。
- (7) 営業中に、粗暴、卑猥な言動、行動等でお客様と他の出店者、実行委員会及び関係団体に迷惑をかける行為を行った場合。
- (8) 自主チェック表のチェック項目を満たしていない場合。
- (8) 半裸体及び入れ墨をのぞかせる等の粗暴な服装や態度をとった場合。
- (9) 実行委員会関係者の指示に従わない場合。

10. 従事者の届け出

従事者は代表者も含め 1 区画最大 4 名、2 区画最大 8 名までとする。（但し、中学生以下は従事できません）

出店しようとする者がやむを得ず事前に申請した以外の者を従業員として使用するとき、当該従事者の住所、氏名、生年月日等を実行委員会に届け出なければならない。

11. 遵守事項

- (1) 出店事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければ出店を認めない。
- (2) 出店場所、小間について実行委員会の指示に従うこと。
- (3) 販売品目は、申請内容と相違ないものとする。
- (4) 出店事業者は、衛生に十分配慮するとともに、福岡県宗像遠賀保健福祉事務所の指導に従い販売が衛生的に行われること。なお、福岡県宗像遠賀保健福祉事務所への必要な手続き等は、出店事業者が自ら行うこと。まつり当日、取得した営業許可証を出店区画の表から見える位置に掲示すること。
- (5) 1 業種につき、1 つの販売台を用意すること。
- (6) 腐敗しやすい原材料（食肉、魚介類、卵等）や冷凍食品を保管する際は、清潔な冷蔵庫、冷凍庫又は冷却材を十分入れたクーラーボックスを準備し、温度計により適切な管理を行うこと。
- (7) 指定された場所以外で立ち売り、呼び込みなど不当な販売行為を行わないこと。
- (8) 第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負わなければならないこと。
- (9) ゴミを放置したり会場内のゴミ箱へ投棄したりせず、自身で持ち帰り処理すること。ま

た事業終了後速やかに、出店した物品、ゴミ箱を搬出し、原状に復すこと。

(10) 出店に関して疑義のある場合、出店者に調査、報告を求めることができる。

(11) その他要領に明記されていないことについては、実行委員会の指示に従うこと。

1 2. 火災予防条例に基づく遵守事項

(1) 出店場所は、実行委員会の指示に従うこと。

(2) 1 事業所は使用可能（使用期限切れでないこと、安全栓が抜けていないこと）な 1 0 型消火器を 1 つ準備すること。

(3) 発電機については営業開始前に燃料を満タンにしておくこと。

(4) 発電機は風通しの良い平らな場所に設置すること。

(5) 発電機は可燃物から 1 m 以上及び火気から 2 m 以上離すこと。通行の障害にならないように配線し、漏電防止措置をとること。

(6) 燃料容器は消防法適用の金属缶のものを使用すること。

(7) 燃料容器の置き場所は、火口から離れた風通しの良い場所であること。

(8) 燃料容器のエア抜キネジは締まっていること。（給油時は圧抜きすること。）

(9) 燃料容器は燃料を補給する場合は火気から 5 m 以上の距離をとること。

(10) コンロ等は、安定した不燃性の台上もしくは不燃シートで被覆した台上で使用する。

(11) コンロ等の周囲は、整理整頓されていること。

(12) コンロ等と可燃物との離隔距離が保たれていること。

┌火口露出型（上方 1 0 0 cm、側方 1 5 cm）

└火口隠ぺい型（上方 5 0 cm、側方 4.5 cm）

(13) ガスボンベは通気性の良い場所で、転倒防止の処置をすること。

(14) ガスボンベのゴムホースの長さは、販売員が躓いて転倒することがないようになっていること。

(15) ゴムホースはガス専用であり、亀裂劣化がないものを使用すること。また、接続部分はホースバンド等で締め付けること。

(16) 器具に対してボンベは専用であること。

(17) ガスボンベを分岐使用する場合は、器具毎に開閉栓があること。

(18) カセットコンロを 2 台以上並べて使用しないこと。

(19) 火口に対して調理器具が大きすぎないこと。

(20) カセットコンロを炭の火起こしに使用しないこと。

(21) 電熱器具は定格容量に適した配電になっていること。

(22) 電熱器具の配線は保護していること。

(23) 固形燃料（炭、わら等）を使用する場合、残灰処理の準備をすること。

1 3. その他

(1) 会場内における出店物とお金のやりとりについて、実行委員会は一切関知しないため、出店事業者と購入者とで責任をもって行うこと。

(2) 開催中止により生じた派生的、付随的、間接的損害について、実行委員会では一切責任を負わない。